

地域密着型コミュニティハウスViridian 利用規約 (レンタル棚・レンタルスペース用)

本規約は、石井食品株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営するViridianにおいて、「レンタル棚」または「レンタルスペース」の利用を希望する個人または企業(以下、「利用者」といいます)の、利用申込・利用時の遵守事項を定めたものです。利用者は、本規約の内容を十分に確認し、同意するものとします。

第1条(Viridianの目的)

Viridianは、当社が運営する「地域コミュニティスペース」です。「食と人をつなぐ地域のコミュニティスペース」をコンセプトに、暮らしに欠かせない「食」にまつわる様々なモノやコト、地域のコミュニティ形成を通して、すべての人の健康的で豊かな生活を育むための情報と場所を提供することを目的とします。

第2条(利用する資格のある方)

利用者の資格は、次のとおりとします。

- (1) 当社の目指す未来(<https://www.ishiifood.co.jp/vision/>)、及び当社の企業理念(<https://www.ishiifood.co.jp/company/philosophy/>)に共感していただける方
- (2) 当社の商品が大好きな方
- (3) 前条に示す目的を理解された方
- (4) 当社からの指示・指定に同意いただける方

第3条(利用できない方)

- 1 以下のいずれかに該当する方の利用はお断りします。また、利用者は自身がいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 第1条の要件を満たさないと当社が認める方、その他当社が不適当と認めた方
 - (2) 制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者の方)
 - (3) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない方
 - (4) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された方で、判決が確定していない方、及び有罪判決を受け刑期または執行猶予期間が満了していない方
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない方、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる方(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)
 - (6) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用棄損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う方(第三者を利用して行う場合も含まれます。)
- 2 利用者は、前項に該当しないものであっても、第1条に示す目的や、当社の目指す未来・企業理念に合致しないと当社が認める場合には、当社が利用を拒否する場合があることに同意するものとします。

第4条(利用申込)

利用者は、当社が指定する申込フォーム(*Google Form*のURL記載)に必要事項を記入、または電話もしくは店頭で申し込みを行い、利用期間のうち最初の利用日に、以下の資料(以下、「申込資料」といいます)を所定の方法により提出するものとします。当社は、受け付けた内容、及び申込資料を確認した後、許可を認めた利用者のみ許可証を交付します。この許可証の交付をもって、当社と利用者の契約が成立したものとみなします。なお、利用者は許可の是非に関する異議申し立てをすることはできません。

- (1) 利用規約同意・申込書
- (2) 利用者の身分証明書(代表者の方のみで可)
- (3) 企画概要書(A4用紙1枚で、様式は任意とします。) 1部

(4) 販売商品の一覧を記載したリスト 1部

第5条(レンタル棚の利用プラン)

レンタル棚において商品の展示・販売を希望する利用者は、以下の内容にしたがうものとします。なお、利用内容の途中変更は原則不可としますが、当社が認めた場合はこの限りではありません。

仕様	下段(W1165×H410×D250)／上段(W1165×H410×D200)
利用料	1棚あたり500円(税込) 1棚までご利用可能です。
利用方法	展示・販売商品の補充・差替、必要な什器や展示物(プロフィール資料や商品カード、値札等)の準備は、利用者の責任で行っていただきます。
当社設備の利用	原則可としますが、電気・水道その他当社設備の使用量によっては、別途費用を請求する場合があります。また、当社備品の貸出はありません。
利用期間	viridian最初の営業日から月末まで。 期間を更新する場合は、あらためて申込が必要となります。
情報発信	viridian公式ブログ・Instagramでのご紹介有り
商品	利用者のハンドメイド品のみ／10点まで

第6条(レンタルスペースの利用プラン)

レンタルスペースにおいて商品の展示・販売を希望する利用者は、以下の内容にしたがうものとします。なお、利用内容の途中変更は原則不可としますが、当社が認めた場合はこの限りではありません。

利用スペース	Viridian店舗外のウッドデッキ箇所
利用料	1000円/1時間
利用方法	展示・販売商品の補充・差替、必要な什器や展示物(プロフィール資料や商品カード、値札等)の準備は、利用者の責任で行っていただきます。
当社設備の利用	原則可としますが、電気・水道その他当社設備の使用量によっては、別途費用を請求する場合があります。また、当社備品の貸出はありません。
利用期間	viridian最初の営業日から月末まで。 期間を更新する場合は、あらためて申込が必要となります。
情報発信	viridian公式ブログ・Instagram等でのご紹介可能
商品	農産物、常温保管が可能な食品 (※試食の提供や冷蔵品は不可とします。)

第7条(販売禁止商品)

利用者は、以下のものを展示または販売することはできません。

- (1) 煙草または酒類
- (2) 消費期限及び賞味期限が切れているか、1か月以内に迫っている飲食物またはそれらで調理したもの(但し、当社が予め許諾した場合を除きます)
- (3) 衛生管理が困難であるもの
- (4) 営業許可証が必要な飲食物
- (5) 他人の権利を侵害するもの
- (6) 政治・宗教に関連するもの
- (7) 火災発生の危険性があるものその他の危険物
- (8) 公序良俗に反すると認められるもの
- (9) その他当社が不相当と判断したもの

第8条(展示・販売可能時間)

展示・販売時間は、Viridianの営業時間内(10時～15時)とします。なお、Viridianは毎月1日、土日祝日を定休日とします。

第9条(展示・販売商品の価格設定・売上金)

- 1 商品の価格は10円単位とし、税込で表示するものとします。
- 2 商品の売上金管理・釣銭、及び手数料等の対応は全て利用者で行うものとし、当社レジを介した販売売上金管理は行わないものとします。

第10条(利用料の支払)

- 1 利用者は、利用開始初日に、レンタル棚またはレンタルスペースの利用料を、現金または所定の支払方法によって、Viridian店舗で支払うものとします。支払に要する費用が発生する場合は、利用者の負担とします。
- 2 利用料は、当社の判断により変更されることがあります。
- 3 支払われた利用料は、当社の責任による予期しない事情で利用中止等が発生した場合を除き、利用者へ返還されません。

第11条(展示・販売商品の引き上げ)

- 1 利用者は、利用最終日に展示・販売商品を全て引き上げ、原状回復を行うものとします。
- 2 期間内に原状回復が行われない場合、当社において展示・販売商品を回収し、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保管いたします(以下「保管物」)。なお、保管物の保管期間は2週間とし、保管期間経過後も引き取りが無い場合、利用者は保管物の所有権を放棄し、利用者の費用負担により当社が自由処分することに異議がないものとします。
- 3 当社から利用者に対し、事前に電話連絡を行う場合があります。

第12条(展示・販売商品の補償)

展示・販売商品の管理は全て利用者の責任において行うものとし、盗難、破損、劣化その他の事情により展示・販売に適さないものとなっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(利用者の遵守事項・禁止事項)

利用者は、以下の各号の項目を遵守するものとします。

- (1) 展示・販売商品の搬入・搬出は全て利用者の責任において行うこと(当社への利用開始期間前の送付があっても、当社は受け取りを行いません。また、当社からの発送も行いません。)
- (2) Viridian店舗の屋内／屋外コンセントを使用する場合は、当社従業員の指示にしたがうこと。
- (3) 利用者自身でゴミ箱を設置し、ゴミは各自で持ち帰り処分すること。当社へのごみの処分等を依頼することは禁止します(依頼があっても、当社では対応いたしません)。
- (4) 来店者に対し、試食提供を行わないこと。
- (5) 騒音等の迷惑行為を行わないこと。
- (6) 展示・販売商品、持込備品等の破損・紛失等について当社は一切責任を負わず、利用者自身の責任によって対応すること。

- (7) 利用期間中に利用申込の内容に変更が発生した場合は、直ちに当社に連絡し、新たな資料等を提出すること。
- (8) 利用に関して、当社の信用を害する行為を行わないこと。
- (9) 当社の従業員の指示がある場合にはそれに従うこと。

第14条(販促活動)

利用者が販促活動を行う際に、当社およびVidirianの商号・ロゴ等の使用を希望する場合は、事前に当社の許可を得なければなりません。

第15条(損害賠償)

利用者が当社または第三者に損害を与えた場合、直ちに当社にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければなりません。

第16条(契約解除)

- 1 当社は、利用者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとします。
 - (1) 監督官庁より営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
 - (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
 - (3) 振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、または支払停止または支払不能の状態に至ったとき
 - (4) 解散もしくは営業の重要な一部の譲渡を決議、または他の会社に吸収合併されたとき
 - (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき等財産状況が悪化したとき
 - (6) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) その他利用者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき
- 2 当社は、利用者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、利用を停止させ、契約を解除することができるものとします。

第17条(契約の消滅)

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、Vidirianが滅失した場合、契約は当然に消滅するものとします。

第18条(免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症(COVID-19 等含む。)、戦争行為(ミサイル飛来等含む。)等その他不可抗力と認められる事故、または、当社若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当社及び利用者は互いにその責任を負わないものとします。

第19条(問い合わせ)

利用に関する当社への問い合わせは以下の通りとします。

石井食品株式会社 コミュニティハウスViridian

電話:047-431-2673 / メール:info@viridian.ishiifood.co.jp

営業日:平日(毎月第1営業日、土日祝日を除きます)

受付 :10時~16時

※受付時間外のお問合せについては、WEBページ内「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。<https://viridian.ishiifood.co.jp/contact>

第20条(本規約の変更)

当社は、当社が必要と認めたときに、利用者及び利用者一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は変更後の本規約の内容及び

変更の時期をViridian WEBページ上で通知し、当該変更内容の通知後、利用申込または利用を行った場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第21条(協議)

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

第22条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、千葉地方(簡易)裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

地域密着型コミュニティハウスViridian 利用規約同意・申込書

私は、地域密着型コミュニティハウスViridianを利用したく、以下のとおり申込いたします。なお、利用にあたっては、利用規約の遵守を誓約いたします。

申込日	20 年 月 日
利用施設	レンタル棚 / レンタルスペース
フリガナ	
代表者氏名	
連絡先電話番号 (日中連絡の取れる番号)	
メールアドレス	
住所	〒
利用期間	20 年 月 日～20 年 月 日

<Viridian確認欄>

- 本人確認書類 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ その他()
- 企画概要書
- 商品リスト

確認者(印): _____

地域密着型コミュニティハウスViridian 利用許可証

下記の条件により、利用を許可します。

発行日: 20 年 月 日

担当者: _____

利用期間	20 年 月 日～20 年 月 日
利用施設	レンタル棚 / レンタルスペース
利用料	円
注意事項	利用規約を遵守してご利用ください。

以上